

児童扶養手当

ひとり親家庭などの生活安定と自立を支援し、お子さんの健やかな成長をお手伝いすることを目的として支給されます。

令和7年度版

1 支給対象者と支給要件について

次の支給要件に該当する児童を監護(監督・保護)し、生計を同じくする母子家庭、父子家庭、父母以外が児童を養育する家庭(祖父母等)が対象となります。

※児童とは18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者をいいます。

【支給要件】

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 父または母が一定の障害の状態である児童
- 父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父または母が死亡した児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 母が婚姻によらないで懐胎したかどうかわからない児童(遺児など)

2 所得制限額と手当額について

児童扶養手当額は、手当を申請する方の前年(1月から9月に申請する場合は前々年)の所得額によって決まります。所得上限額表の所得未満である場合に、所得額に応じた手当の支給を受けることができます。(例)所得額が0円で、児童1人の場合の手当額 45,500 円)

なお、手当を申請する方、または同居の扶養義務者の所得がそれぞれの扶養親族等の数に応じた上限額以上あるときは、手当額の一部または全部が支給されません。

扶養義務者とは、手当を申請する方と住所を同じくする、血縁にある三親等以内の方をいいます。(世帯分離をしていても、扶養義務者の住所が同じであれば所得判定対象となります。)

【児童扶養手当上の所得額の算出方法】

$$\text{児童扶養手当上の所得額} = \text{税法上の所得額} + \text{養育費の8割相当額} - \text{社会保険料相当控除額(一律8万円)} - \text{各種控除(医療費控除等)}$$

！ 地方税法等における給与所得控除の見直しに伴い、給与所得または公的年金等所得を有する場合には、その合計所得から10万円が控除されます。(令和3年11月分以降の手当の算定から適用されます。)

【所得上限額表】

扶養親族等の数	手当を申請する方の所得		扶養義務者の所得
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円

※「扶養親族等の数」とは、課税台帳上の同一生計配偶者及び扶養親族に人数をいいます。
※扶養親族等の中に、次の方がある場合には、所得上限額に加算されます。
(本人の場合)同一生計配偶者(老人)または老人扶養親族:1人につき10万円 特定扶養親族:1人につき15万円

【支給区分と手当額(月額)】

児童数	全部支給	一部支給
児童1人の場合	46,690円/月	46,680~11,010円/月
児童2人以上の加算額	11,030円/月	11,020~5,520円/月

【一部支給の場合の手当額の算出方法】

第1子手当額 46,690円 - (児童扶養手当上の所得額 - 扶養人数全部支給の所得上限額) × 0.0256619
 第2子以降加算額 11,030円 - (児童扶養手当上の所得額 - 扶養人数全部支給の所得上限額) × 0.0039568

それぞれ 10 円未満四捨五入

【公的年金等との併給について】

公的年金等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等)を受給している場合には、公的年金等の月額が手当額よりも低い人は、差額分を受給できます。

なお、障害基礎年金等(※)を受給している方は、令和3年3月分の手当から、手当額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。(※)障害基礎年金等とは、障害基礎年金や障害補償年金等をいいます。

3 支払時期について

支給が決定した場合、請求をした月の翌月分から支給されます。定期支給日は各奇数月の月 11 日(土・日曜日、祝日の場合は直近の平日)に、それぞれ前月分までの2か月分を指定口座へ振込みます。

4 申請手続き

認定請求を行う際は、東松島市子育て支援課へご相談ください。

なお、認定請求の際に必要な書類等は、次のとおりですが、申請する方の状況により異なりますので、子育て支援課へご相談ください。

(1)戸籍謄本(2)家族全員分のマイナンバーがわかる書類(3)通帳またはキャッシュカードの写し

5 受給中の各種届出について

氏名及び住所変更、家族増減など暮らしに変化があった場合は、届け出てください。

特に婚姻(同居やそれに近い事実上の婚姻も含む)や監護しなくなったなどの支給要件の変更があった場合、忘れずに届け出てください。

支給要件に合致せず、そのまま受給し続けると児童扶養手当の返金のほか、法第35条では「偽りそのほかの不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金」となりますので、ご注意ください。

6 現況届について

受給者の方は、手当を継続して受給するには、毎年8月1日に受給要件(家族状況、所得状況等)を確認するため、現況届の提出が必要です。現況届によりその年の11月から翌10月までの手当額がきまります。現況届を提出しないと11月分以降の手当が支給されません。

なお、現況届を2年間提出しないと時効により受給資格が失われます。

また、一定期間を経過したときには、手当額が2分の1に減額される場合があります。ただし、一定の条件(就業している、または求職活動をしている、障害の状態にある、介護等により就業が困難等)に該当する場合には、届出によりこれまでと同じように手当を受け取ることができます。